

税理士
法人

AIF事務所便り

2026.8.1/409 号



contents

- ◆ 令和 8 年度税制改正 家計に影響する年収の壁
税理士 今西崇男
- ◆ 税務調査の本格シーズン到来 備えはよろしいでしょうか？
税理士 塚本剛
- ◆ 税務調査で従業員の横領発覚 税理士 今西崇男

令和 8 年度税制改正 家計に影響する年収の壁

年収の壁が 178 万円に引き上げ

所得税のかからない「年収の壁」が令和 8 年から 178 万円まで引き上げられます。

アルバイトやパートで働く方にとって、これまでより働きやすくなります。しかし、壁がいくつもあって分かりにくいという声もきかれます。

<年収の壁>

106 万円 社会保険強制加入。令和 8 年 10 月より週 20 時間以上勤務者。

110 万円 ここまでは住民税非課税。市町村によっては均等割が課税される。

123 万円 配偶者控除・扶養控除。超えると配偶者控除・扶養控除から外れる。

130 万円 ここから社会保険の被扶養者から外れる。社会保険が国民年金・保険に加入。

160 万円 超えると配偶者特別控除が減っていく。178 万円に引き上げ。

178 万円 ここまでは所得税がかからない。

178 万円の年収の壁の内訳

基礎控除 62 万円 + 特例基礎控除 42 万円 + 給与所得控除 69 万円 + 給与所得特例控除 5 万円 = 178 万円。

(令和 8 年度基礎控除が最高 62 万円、給与所得控除の最低保証額は 69 万円に引き上げ)

年収の壁の 2 つの問題点

- ① 所得税・住民税は 1 円でも壁を超えると税金が増え、家計全体の手取りが減る。
- ② 社会保険の被扶養者から外れると、新たに社会保険料の負担が発生する。

社会保険でおさえおきたい改正点

年収の壁は税金よりも社会保険に加入するかが大きな判断要素になります。

・被扶養者の認定基準の変更

この収入基準が令和 8 年 4 月以降、労働条件通知書等の見込み年収に変わりました。

実際の労働時間や年収ではなく、労働条件通知書が基準となるので注意が必要です。

・通勤手当に注意

所得税は非課税ですが、社会保険では収入に含めます。

年収の壁のつきあい方

今回の改正で、所得税に関する年収の壁が 178 万円と大幅に引き上げられました。しかし、社会保険の壁が引き上げられたわけではありませんので注意が必要です。社会保険と国民健康保険を比べると、傷病手当金や産休育休手当等で断然社会保険の方が手厚いです。また、厚生年金と国民年金では老後の年金が 3 倍近く差がつきます。それは、厚生年金では会社が保険料の半額を負担してくれ、税金も半額投入されているため、断然厚生年金がお得になるのです。年収 130 万円を例にとれば、国民健康保険だと月保険料 $\div 9,300$ 円・国民年金 17,920 円で、社会保険の場合、月保険料 5,902 円・厚生年金 10,065 円と、本人負担で社会保険・厚生年金の方が約 1 万円安く、老後の年金を考えれば圧倒的に有利です。 ※国民健康保険料は市区町村によって異なります。

税務調査の本格シーズン到来 1

備えはよろしいでしょうか？

国税当局は税務調査の対象として、「消費税還付申告法人」と「海外取引法人」「無申告法人」に目を光らせています。

消費税の還付申告

消費税の還付申告の不正が後を絶ちません。そのため国税当局は「消費税還付申告に関する国税当局の対応について」と題する文書を公開しています。還付申告については、還付金支払を保留し、証拠書類の提出を求められ、場合によっては税務調査へ発展する可能性を示唆しています。消費税の還付申告の不正の手口はシンプルで、架空仕入れでの還付が一般的です。

海外取引

次に国税当局が重点を置いているのが海外取引法人との取引です。23年度に海外取引法人への法人税調査は1万451件実施されました。発覚した申告もれは2,437件で、申告もれ所得は2,870億円にも及びます。海外取引法人には高額な所得が隠されている可能性が高く、そのため国税当局の監視は一段と厳しくなると思われます。

無申告

国税当局は無申告法人に対しても積極的な調査を実施しています。ある法人は、申告義務があることを認識しながら、売上代金を経営者個人に入金させた上、書類を破棄し、売上の全額を隠蔽、申告せず、1億9千万円脱税して起訴されました。近年国税当局は、アマゾンやヤフオク、メルカリ等のネット副業の申告漏れや、YouTubeの広告収入漏れ、パパ活の収入漏れまで追っているそうです。

このような無申告者には顧問税理士がついていないケースが多く、発覚時の罰則の大きさに後悔される方が後を絶ちません。

税務調査の入られやすい法人・個人

1. 建設業・IT業界のような BtoB の業種

取引先が明確で反面調査がしやすくなっています。逆に飲食・美容・小売等は BtoC で消費者一般であり、反面調査がしにくいといえます。調査が入った場合には確証をもって来るため、調査内容は厳しくなります。

2. 不正が多い業種

バー・クラブ・外国料理・土木工事・美容・産廃・貨物輸送等は不正発見割合が多く、税務調査に入られやすい業種です。

税務調査の本格シーズン到来 2

備えはよろしいでしょうか？

3. 大きな変化がある

5 期連続の損益計算書を並べ、原価率・売上総利益率・営業利益率に大きな変化がある場合は、調査の可能性が高くなります。大きな変化があった場合は、事業概況書にコメントしておくといよいでしょう。手数料・交際費・消耗品費・旅費交通費・コンサル料・広告宣伝費等の異常値も要注意です。

4. 過去の税務調査で問題があった法人・個人

改善されているかを確認するために、定期的に税務調査が入る可能性が高いです。

税務調査への具体的な対策

消費税還付申告への対策

- ・高額の還付申告を行う場合は、仕入税額控除の根拠となる請求書、契約書、納品書、入金記録等を体系的に整備し、いつでも提示できる状態にしておくことが重要です。
- ・特に設備投資や在庫の大量仕入れによる還付の場合、取引の実在性（実際にモノやサービスが動いたこと）を裏付ける資料（検収書、運送記録、現物写真等）を残しておくとい安心です。
- ・インボイス制度導入後は、適格請求書の保存要件を満たしているかどうか重点的に確認されますので、登録番号や記載事項の不備がないか事前にチェックしておきましょう。

海外取引への対策

- ・移転価格税制の観点から、海外関連会社との取引価格が独立企業間価格（第三者間取引と同等の価格）であることを説明できる資料を準備しておく必要があります。
- ・国外送金等調書、国外財産調書の提出義務がある場合は、期限内提出を徹底し、提出漏れがないか毎期確認することをお勧めします。
- ・タックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）の適用対象とならないか、海外子会社の実体（事務所・従業員の有無等）を含めて検証しておくといよいでしょう。

無申告への対策

- ・副業収入（ネット物販、動画広告収入、各種プラットフォームからの収入等）であっても、一定額を超えれば申告義務が生じます。「少額だから大丈夫」という判断は禁物です。

税務調査の本格シーズン到来 3

備えはよろしいでしょうか？

・資金移動アプリや個人口座への入金であっても、国税当局は金融機関への照会（反面調査）により把握が可能です。売上の一部を個人口座に振り込ませる行為は、発覚した場合に「意図的な隠蔽」と判断され、重加算税の対象となるリスクが高くなります。

・顧問税理士がいない場合、申告義務の有無や必要書類の判断が難しいかと思います。早めに専門家へ相談することで、無申告のリスクを大幅に減らすことができます。

日頃からの備え（共通対策）

① 書類の保存体制の整備

契約書・請求書・領収書等は、法定保存期間（原則 7 年、一部 10 年）を通じて整理・保管しておきましょう。電子帳簿保存法への対応も併せて確認が必要です。

② 勘定科目の異常値チェック

交際費・旅費交通費・コンサル料・広告宣伝費等について、毎期の推移を確認し、大きく変動した場合はその理由を記録しておくことが有効です。

③ 事業概況書への記載の工夫

売上総利益率や営業利益率が大きく変動した期がある場合、その要因（取引先の変更、材料費高騰、一時的な特需等）を事業概況書に具体的に記載しておくことで、調査官の疑念を未然に払拭できます。

④ 模擬調査・事前レビューの実施

過去に税務調査を受けた法人は、指摘事項について改善計画を立て、実際に改善されているかを税理士等と定期的にレビューしておくことが重要です。

⑤ 反面調査を意識した取引先管理

BtoB 取引が中心の業種は、取引先への照会（反面調査）が行われやすいため、取引先との請求書・契約内容に齟齬がないよう、日頃から突合を行っておくことが重要です。

税務調査で従業員の横領発覚

被害者なのに・・・会社に税務上の責任

社員による横領の例は少なくありません。この間も大手広告代理店の従業員が架空の外注経費を会社に支払わせ、相手先と利益を分配していた事案が報道されました。

経営者としては、信頼していた社員の横領に「まさか、どうして？」という気持ちでしょう。しかし、他にも税金で思わぬ負担がかかる場合があることをご存じですか？

横領の2つの手口

1. 収入とすべきものをなかったように装う
 - ・売上代金の着服、商品の横流し、バックリベート
2. 経費でないものを経費とする
 - ・水増し及び空外注請求書、私的領収書等の会社への付け替え、架空人件費

社内監査ではなく、税務調査で何故見つかるのか

税務署が強力な情報処理能力を有しているからです。個人の金融機関情報や取引先での反面調査等のビックデータでの照合が可能であるため、誰にも知られていない不正を発見することができます。

横領発見・・・申告もれ扱いで会社に課税

従業員の隠ぺい偽装行為が税務調査で判明すると、期限内申告税額に加え、過少申告加算税に代えて重加算税（35%、過去5年以内に無申告加算税または重加算税の前歴がある場合は45%）が課されます。国税通則法では、重加算税の課税要件として①過少申告加算税の要件に該当していること②納税者が隠ぺい・偽装を行い、それに基づき納税申告書を提出することと規定しています。

横領等の会社の経理処理

社員貸付金／経費・前期損益修正益等で損金否認

なお、横領を働いた役員や従業員の経済状況から弁済や賠償が受けられない場合には、それが確定した年度に、その確定した金額を損失として計上されます。

貸倒損失／社員貸付金として経理処理

通常、期間がずれるため貸倒損失処理は数年遅れます。

不正を防ぐ体制

- ・原価率、経費率、小口現金使用金額の月次チェック体制の構築
- ・複数担当者に対するけん制組織の構築、管理者と実行者の複数体制
- ・決算時などに事後的監査の実施
- ・取引先等に不正防止の遵守（不正即取引停止処分等の通知）